

平戸市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月27日(水) 午前9時30分から午前10時50分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(29人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	18番 末吉 清彦	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮
22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	31番 山本 順子	32番 宮田 克幸	

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 16番 瀧山 博 17番 濱崎 保久 19番 林 憲治

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 11号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案 第 16号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて

議案 第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 20号 農業振興地域整備計画の変更について

議案 第 21号 非農地証明願について

議案 第 22号 第4農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度第4回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会長

おはようございます。本日は、平成28年度第4回7月期総会のご案内を申し上げたところ、皆様方には大変ご多忙の中にご出席いただき、有難うございます。暑い日が続いておりますが、農作業ご苦労さまでございます。どうかひとつ体調管理には十分気をつけていただいて、ご活躍されることを祈念いたします。いよいよ梅雨明け宣言と思われる、猛暑が続いております。大変な暑さでございます。今月もあと数日となってまいりましたが、いよいよお盆をひかえまして、なにかと心せわしく思うわけでございます。8月に入りますと、2日には県北地区農業委員会会長、局長会議が佐世保市で開催されます。このことにつきましては、農業者年金の問題とか、いろいろな農業会議の重点活動が項目ごとに審議なされるのではないかと思うわけでありませう。

その後、25日は、毎年行われておりますが、県北地域の農業委員さんが全員集結されて研修会が開催されます。どうか皆さん方のご協力をいただきたいと思います。

またその帰りでございますが、前々総会の時、お話をしておりました、「勝乃幸」、県の種雄牛を生産されました〇〇委員さんに対して、形ばかりのお祝いをしたらどうかということで発起させていただきました。皆様には何かとお忙しいかと思いますが、協力いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、農用地利用状況調査の中上げということも含めて、後から事務局からお話があると思いますが、半年間の慰労ということで、懇親会をやったらどうかと考えているところでございます。

前後しますけれども20、21日に家畜市場で牛のせり市がありましたが、1日目に〇〇委員の雌牛が120万円を越す最高の売り上げを記録しました。これは、〇〇委員が一生懸命に育てあげた雌牛でございます。大変おめでとうございました。今後とも、先頭に立つてご尽力いただきますようお願いいたします。ということで、何もかもひっくるめた25日

はお祝いという気持ちでご参加いただきたいと思います。

今日も貴重な案件をご審議いただくわけですが、最後まで、慎重審議いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、16番委員、17番委員、19番委員より欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

よって、出席委員は委員定数33名中29名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、会長をお願いいたします。

○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、32番委員と4番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年7月期の会務報告と平成28年8月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年7月期の会務報告と平成28年8月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(7月会務報告、8月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度8月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年8月25日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成28年8月25日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第11号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議 長

それでは、議事に入ります。報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規程により、27番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局並びに農林課より提案説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。

(報告第11号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○農林課

7月14、15日の農業振興地域整備計画の現地確認はお疲れ様でした。

報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。申請人は10頭の繁殖牛を飼っております。それを20頭規模に増頭する計画があり、牛舎及び堆舎建設をするために、農業振興地域の用途変更の申請が上がっております。

(報告第11号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より、報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」につきましては、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、報告第11号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」については、報告のとおり承認することといたします。
それでは、27番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて 》

○議 長

議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをお願いします。議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」をご説明いたします。

(議案第16号1番を朗読 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」は、承認することに決定いたしました。

《 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第17号1～4番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 4件)

○議長

ただ今、事務局より議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第18号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

7月14日、南部地区委員6名、事務局2名、本人立会いの下、現地確認をしました。写真のとおり、すでに家が建っております。昭和51年頃からという話を聞いております。以上のようなことで、別に問題はないと見てきました。ご審議よろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、関係委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案19号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

7月15日午後の交通船で度島町に渡りまして、北部委員6名と事務局2名、それから申請人が立ち会われて、現地を確認しました。先ほどの図面にあったように、海岸のほうから島を見まして左にあたるわけですが、4月総会の折、転用申請が出ておりましたが、ここの奥になります。申請人の住居がありまして、手前が倉庫となっています。現在、軽自動車もあまり入れないというようなことですが、確かにそのように見受けてきました。現在、新築中の住宅を2間(けん)程度、土地を空けていただき、入り口の拡充、並びに、奥の方に小屋を立て機具を格納している状況で、大変不便ということもありまして、駐車場兼進入路ということの申請でございます。現地につきましても、住宅新築の方とも話し合いも出来ているということですので、なんら問題はないと見てきました。ご審議方、よろしくお願ひします。

○議 長

ただ今、関係委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。事務局並

びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第20号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議長

次に、議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。整理番号11番につきましては、議案には上がっておりますが、申請人から取下げの届が出ており、削除しております。

(議案第20号中11番を除く、1～12番を朗読 パワーポイントを併用して説明
: 11件)

○議長

ただ今、事務局より議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明が終了しましたので、ここで、農林課の補足説明をお願いします。

○農林課

議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

(議案第20号中11番を除く、1～12番を朗読 パワーポイントを併用して説明
: 11件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課の補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○委 員

5番ですが、地目は畑になっていますが、間違いないですか。実際、田で水稻を植えていますが、地目は畑で間違いないですか。

それと、3番、4番も畑で間違いないですか。中山間地域等直接支い制払度に入るためとありますが、平戸市は畑経営は入れていないと思いましたが。

○事務局

5番ですが、登記簿上、2筆とも畑になっています。

○委 員

わかりました。所有者に指導しておきます。

○委 員

10番は工場建設とお話があったと思いますが、どのような工場を建てられるのでしょうか。

○事務局

現在、鉄の加工を行っている工場がありまして、同じくらいの工場を建てたいと聞いております。

○委 員

10番の工場建設についてですが、私の地区ですので補足説明いたします。会社は、鋼管内部のフッ素加工をする工場を経営されております。フッ素加工をするのがかなりの特許だそうで、現在、需要があるということで、工場を規模拡大するということです。

○議 長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので終結し、採決に入ります。議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」つきましては、原案のとおり変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」つきましては、原案のとおり変更することを承認することといたします。

《 議案第21号 非農地証明願について 》

○議 長

次に、議案第21号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書37ページをご覧ください。議案第21号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第21号1番～3番を朗読、パワーポイントを併用して説明：3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第21号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

整理番号1番の土地ですが、4条転用申請の住宅と一緒に現地を確認したわけですが、竹が生えていて奥までたどりつかず、途中でやめるくらい雑林の状況でした。

機械も人も通れないくらいの状態で仕方ないと見てきました。審議よろしく願いいたします。

○委 員

整理番号2番について補足説明いたします。14日午後から、地元委員と事務局、申請人本人に立会っていただきまして現地を確認しました。先ほどスライドでありましたとおり、昭和41年当時、アスファルト道はなくて、道があれば耕作していたというお話でした。道

が出来た時には荒れた状態であったので、手付かずの状態、入っていけない竹林になっているという現況を見てまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

○委員

整理番号3番について説明いたします。15日午後から、事務局と関係委員、申請人関係者が現地案内ということで現地を確認してまいりました。この申請人の農地ですが、昭和42年くらいに観光ホテルが始まった頃に、川内峠の上の方から買収したんですね。そのうちの一部なんですけど、買収されてから、その土地で農作物が作られたかという、私の記憶にはございません。スライドを見るとおわかりのとおり、現場は農地の中に入っていけるような状況ではなく、人の背丈より大きい木が生えていて、かなり山林化している状況でございます。学生の頃からこんな感じでした。とにかく農地として使った形跡はないんじゃないかと思っています。とにかく荒れるだけ荒れているという状況でございました、事務局が説明したとおり、中に入っていける状況ではありませんでした。皆様の審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

○委員

3番の件でお尋ねですが、昭和55年頃、申請人が最初から農地を持っていたわけではないでしょうから、農地を買収して農地として使う予定ではなかったというか、ホテルの全体的な用地として使うということで、地目変更をされていなかったのか。いまさらこれをどうということはないと思いますけど、その辺が、これだけまとめて申請することが不自然な感じがするのです。これだけ荒れていれば、当然、非農地として問題はないと思いますが、今のところ、その経緯がわかりにくいと思うんですが、どなたか説明できますか。

○事務局

先ほどの経緯なんですが、申請人が昨年度までの言い方では農業生産法人で、今回申請しているところは農地として使用するという前提で、農地を購入していましたが、こういう状況にいたって、耕作をしていません。今後も農業生産法人の要件を満たしていない状態です。農業による所得もありませんし、従事する方もおりません。それで、農地を当然管理も出来ないし、農地として使うことも出来ないかと相談を受けて、非農地、農地として使えないところは非農地証明願いを出している状態です。さっき、委員さんが言われたように、転用して

いなかったところとは別に、純粹に農地として使う予定だったけれど、農地として使っていない状態です。以上です。

○委員

3番の件でわかっていることをお話します。当初、観光ホテルが真っ先に出来ました。当初の建物もあります。その当時、川内峠のふもとから海岸まで買収されているんですね。買収したか、皆さんが買ってくれといったかわからないのですが、現実には申請人が所有されています。当初は梅の木を結構植えたところがあります。今も、一部は管理されたところがありますが、現状はほとんど梅の木も枯れてありません。ほとんどが荒れてしまって、現在、人も入れないような管理になっています。確かに最初の頃ですね、観光農園という話もあっていました。葡萄とか植えてですね。計画はあったんですけど、現実問題としては、ご覧のとおり状況になっています。

○委員

実情は大体わかりました。こうなっているのをいろいろ言いませんけれど、今後の問題として、所有権移転の申請があった時は、十分審議していかなければならないと思っています。農業委員も変わるし、どうなるかわかりませんが、今後、皆さんが十分考えていて欲しいと思います。

○委員

私も今の件で疑問があるのですが、この件はこれで仕方ないと思います。たとえば、今後、開発業者が農地を売買によって取得されて、耕作しなかった場合、それなりの罰則規定はあるんですか。

○事務局

今の場合、この場合は法人なんですけど、法人が農地を取得する場合、適正に使わなければならないということで、営農計画など出していただいて審議して、たとえば3条許可申請をした場合は、審議して慎重に判断するとなります。先ほどの藤永委員のお話になると思うんですが、そういう話になります。そうした場合に、使っていなかったからといって、土地を取り上げますよということはありません。申請人は、今から農地を取得して耕作をしたいといっても、当然、所有権の移転は認められないと思います。ただ、持っている農地に関して、作る予定だったけれど、作らないからといって罰則があるかどうか、すぐ売らなければいけないということはありません。

○委員

私が言っているのは、申請人のことではなく、今後のことを考えてです。たとえば、私が法人を作って農地を取得して規模拡大をする計画書を出してやったけれど、そのとおりに作付けをしなかった。作付けしなかったことに対しては何かペナルティがあるのでしょうか。

○事務局

調べて確認させてもらっていいですか。

○委員

次の総会時でいいですけど、農業委員として罰則規定などを知っておかないと、現場に行ってみる時に、まだ手が付けられるような状態の時に指導しなければいけない。そういった時に、私も知っておかなければならないと思ったものですから、質問しました。

○議長

ありがとうございました。それでは、次回総会の時に回答するというところでよろしいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第21号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第21号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第22号 第4回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

それでは、議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

はじめに、議案書40ページの利用権設定各筆明細賃貸借1年から3年の整理番号3番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書40ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号3番を除く1～2番を朗読：2件)

次に議案書41ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細賃貸借1年から3年の整理番号3番を除いた案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」、議案書40ページの利用権設定各筆明細賃貸借の整理番号3番を除いた案件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第22号「第4回農用地利用集積計画(案)について」、議案書40ページの利用権設定各筆明細賃貸借1年から3年の整理番号3番を除いた案件については原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、40ページの利用権設定各筆明細賃貸借1年から3年の整理番号3番を議題といたします。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、2番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書40ページをご覧ください。利用権設定各筆明細貸借1年から3年になります。

(整理番号3番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より同議案、利用権設定各筆明細貸借1年から3年の整理番号3番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号3番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、利用権設定各筆明細貸借1年から3年の整理番号3番につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、2番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

これを持ちまして、平戸市農業委員会平成28年度第4回総会を閉会いたします。

— 午前10時50分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成28年8月16日

会 長 丸 田 保

3 2 番委員 宮 田 克 幸

4 番委員 七 種 一 郎